

お知らせ

マイナンバーカードが保険証として使えます

令和5年4月1日より、マイナンバーカードが保険証として使えます。

マイナンバーカードで受付をご希望される患者様は、
受付スタッフにお申し付けください。

受付窓口の横に、専用機械を設置しておりますので、

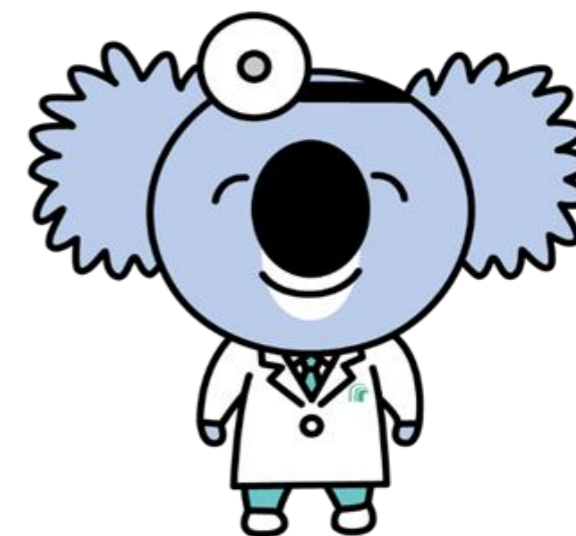
マイナンバーカードの読み取りを行ってください。（下部写真参照）

ご利用に際し、不明な点がございましたら受付窓口職員へお気軽にお声かけください。



社会医療法人
耳鼻咽喉科 麻生28

院長



お知らせ



マイナンバーカードが
保険証として使えます。

マイナンバーカードを保険証として使うと

POINT 01
より良い医療が可能に！
初めての医療機関等でも、薬剤情報等の閲覧機能を使えば、今までに使った薬の情報が共有でき、より適切な医療が受けられるようになります。 ※閲覧できるのは、医師・歯科医師・薬剤師等の資格者のみです。

POINT 02
手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要に！
限度額適用認定証等がなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払が免除されます。

このステッカーが目印！

マイナ受付

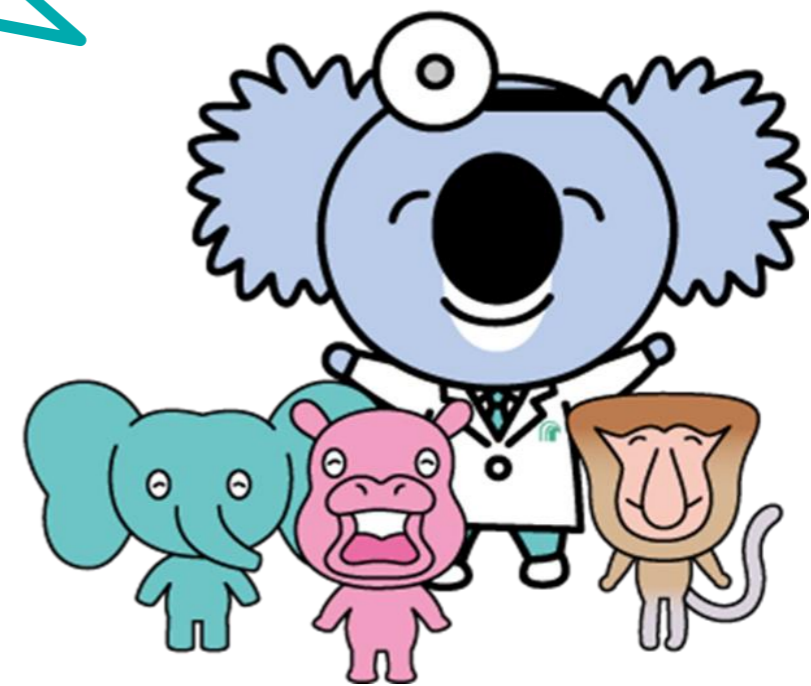
事前に登録するだけで利用できます！



詳しくは **マイナポータル**



詳しくは、「マイナポータル」で検索 もしくは、
上のQRコードを読み取ってください。
専用ページから利用の申し込みができます！



社会医療法人
耳鼻咽喉科

麻生28

院長